

成年年齢引下げに係る消費者啓発事業 仕様書

1 業務名

成年年齢引下げに係る消費者啓発事業

2 業務目的

令和4年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられることから、成年になったばかりの若年者が消費者トラブルや悪質商法に巻き込まれる事態が増えることが懸念されている。改正民法施行までの1カ月間で、集中的かつ効果的に「成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの注意喚起」と「消費者ホットライン188」を県内全域に周知することが本事業の目的である。

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

本事業の目的は、県内の若年者（主に高校生～大学生）及びその保護者等にそれぞれ効果的な方法で、「成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの注意喚起」と「消費者ホットライン188」を広く周知することであり、以下のとおり実施する。

(1) 実施期間

令和4年2月28日（月）から令和4年3月27日（日）まで

(2) Web 広告

若者の利用頻度の高い SNS やインターネットサイトを用いて啓発を行う。

種別	内容
SNS 広告の種類と 広告料の設定	Twitter 広告（200,000 円以上） LINE 広告（450,000 円以上） Google 広告（250,000 円以上） Youtube 広告（300,000 円以上） TikTok 広告（500,000 円以上）
配信エリア	三重県全域
広告タイプ	Twitter：プロモツイート広告（画像又は動画広告） LINE：AdsPlatform 広告（画像又は動画広告） Google：ディスプレイ広告（画像） Youtube：TrueView インストリーム広告（動画） TikTok：インフィード広告（動画）

広告配信目標	インプレッション数 400 万回以上、クリック数 3 万回以上 (5 媒体合計)
リンク先	三重県消費生活センターが指定する HP
セグメント設定	県内在住の 15 歳～25 歳ごろまでの若年者
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実施にあたり、成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの注意喚起及び消費者ホットライン 188 を効果的に表現できるバナーや写真、投稿文等のコンテンツを作成することとする。 ・動画については、県が作成した成年年齢引下げ啓発 CM(15 秒)を使用することができる。 リンク：https://youtu.be/xWwFs8elwol ・仕様書に明示されていないことは、両者協議の上、決定することとする。

(3) 県内の若年者及びその保護者向けの効果的な広報

上記の Web 広告以外で、県内の若年者及びその保護者等に効果的に「成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの注意喚起」と「消費者ホットライン 188」を周知する広報を行う。

なお、県において、県内高等学校及び特別支援学校の全校生徒に対して、チラシの配布による啓発を実施する予定であることから、同様の提案は不可とする。

○広報を行う際のポイント

- ・成年年齢が 18 歳に引き下げられるということは、未成年者取消権という法律上の「盾」が今までより 2 年早く適用されなくなり、若年者が消費者トラブルに巻き込まれやすくなることを意味する。このため、若年者や保護者がそのことに危機感を感じられるようなものであるとともに、困ったときは、1 人で悩まず「消費者ホットライン 188」に相談することがわかるものであること。
- ・上記の内容を県内全域の若年者や保護者等に広く周知することに重点を置くものであり、かつ広く周知させるための話題性を持った広報であること。
- ・県の消費者啓発専用 Web サイトの URL や QR コード等を活用することにより、広告に興味をもった人に、より詳細な情報をシームレスに提供できるような広報であること。

(4) 納品物

○報告書

- ・10 日ごとに (2) 及び (3) の進捗状況を記載した中間報告書を提出するとともに、本事業の終了後に業務完了報告書(総まとめ)を提出することとする。
- ・報告書の作成に当たり、(2) についてはインプレッション数やクリック数等を詳細に記載すること。(3) については、可能な限り定量的な表現に努め、広報を行った結果を客観的かつ詳細に記載すること。

○成果物

- ・本事業の実施にあたり制作された成果物（広報物やバナー等）を提出すること。
また本事業の実施にあたり制作された成果物の著作権については、三重県に帰属するものとする。

5 その他

(1) 著作権

ア 成果物のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果物のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

イ 5（1）アの規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果物の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

ウ 成果物のうち、5（1）アの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果物を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

エ 成果物のうち、5（1）アの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果物を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

オ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

カ 受託者は、5（1）アに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

キ 受託者は、5（1）イに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。

ク 5（1）カ及びキの著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 成果物に係る意匠権、商標権等は、成果物等の引き渡しをもって、三重県に帰属するものとする。

サ 成果物の意匠権、商標権等が受託者以外の第三者に帰属している場合、受託者は、引き渡し時点までに当該権利を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

シ 上記に加え、受託者は、その他法的に保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、成果物の引き渡しまでに適切な処理を行うこと。

(2) 個人情報保護

・本事業の実施にあたり、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 留意事項

・本事業の実施にあたっては、県との調整を十分に行い、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

・本仕様に定めのない事項であっても、県が業務の履行に必要と指示する事項については、契約金額の範囲内で実施すること。

(別記)

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)

第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。